

日本医療機能評価機構

2012

No.

6

NEWS LETTER

特集

産科医療補償制度の現況と 補償申請期限の周知について

認定病院患者安全推進協議会の取り組み
活動報告

Topics & Information



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care

産科医療補償制度の現況と 補償申請期限の周知について

公益財団法人日本医療機能評価機構
理事・産科医療補償制度事業管理者
上田 茂

産科医療補償制度は本年1月に制度開始から5年目を迎えました。関係者の皆様のご協力によりおおむね順調に運営されており、これまでに480件が審査され、438件が補償対象となり、また230件の原因分析報告書が取りまとめられています（平成25年1月現在）。

現在、運営委員会において本制度の見直しについて検討が行われています。また、来年より順次補償申請期限を迎えることから補償申請期限の周知等に積極的に取り組んでいますので、これらの状況についてご報告します。

1. 本制度の見直しの現況について

（1）制度見直しの進め方

制度見直しの進め方に関して、補償対象者数の推計値等のデータがなくとも検討が可能である、原因分析のあり方、調整のあり方等については、現在運営委員会において順次議論を行っており、平成25年春頃を目途に報告書を取りまとめ、平成26年1月を目途に見直し後、制度を施行できるよう進めていくこととしています。

また、補償対象範囲、補償水準、掛金の水準、剰余金の使途等については、補償対象者数の推計値等のデータに基づいて検討する必要があることから、小児神経科医、リハビリテーション科医、産婦人科医、新生児科医、疫学等の専門家から構成される医学的調査専門委員会を平成24年10月に設置し、脳性麻痺の発症等のデータの収集・分析等を進めています。平成25年6月頃を目途に同委員会からデータの収集・分析等の結果が報告される予定であり、報告を受けて速やかに見直し内容の議論を行い、年内を目途に議論の結果を取りまとめ、平成27年1月を目途に見直し後制度を施行できるよう進めていくこととしています。

なお、補償対象範囲、補償水準、掛金の水準、剰余金の使途等については、本制度の実質的な原資である出産育児一時金の水準に関連することから、社会保障審議会医療保険部会においても議論が行われることとなっています。

(2) これまでの制度見直しの議論

これまでに、「原因分析のあり方」、「調整のあり方」、「訴権の制限」等について議論が行われています。

「原因分析のあり方」については、原因分析報告書作成の効率化・迅速化のあり方、報告書における医学的評価に関する表現の変更の要否、回避可能性に関する記載の要否、NICUにおける新生児管理についての医学的評価の要否、同一分娩機関において同種事例が繰り返し発生した場合の対応等が論点として挙げられ、それぞれ議論が行われています。

「調整のあり方」について、本制度は分娩機関に損害賠償責任がある場合は補償金と損害賠償金の調整を行うこととしており、損害賠償責任があるか否かについて、現行では、基本的には分娩機関と児・家族の間の示談や裁判所による和解・判決等の結果に従い、「重大な過失が明らかと思料される」場合に限り運営組織として主体的に判断する仕組みとしています。この仕組みの変更の要否や、主体的に判断する基準である「重大な過失が明らかと思料される」の表現の変更の要否等について議論が行われ、現行の仕組みについては維持すべきであるが、表現については変更すべきであるとの意見が多くありました。

「訴権の制限」については、現在は、児・家族が補償金を受け取った場合でも損害賠償請求について特段の制限を設けておりませんが、「保護者の選択権を担保した上で、賠償か補償かいずれかの選択を行うなどの訴権の制限を検討してほしい」等の意見がありました。現行の仕組みの変更の要否について議論が行われ、現行の仕組みを維持すべきであるとの意見が多くありました。

(3) 本制度に対するアンケート

昨年10月に、本制度の補償対象となった児の保護者および児が出生した分娩機関を対象に本制度に対するアンケートを実施しました。このアンケートは補償対象となった児の保護者および児が出生した分娩機関の本制度に対する意見等を収集することにより、本制度の評価および制度運営の課題について検証し、今後の制度見直しおよび制度運営に資することを目的としています。

アンケートは昨年6月末までに補償対象と認定された327事例を対象に実施し、保護者69.0% (225人/326人)、分娩機関66.3% (195施設/294施設) の方からご回答をいただきました。

現在の児の看護・介護について保護者にお聞きしたところ、82%の児が現在の生活場所として在宅とご回答いただきましたが、そのほとんどが高い頻度で通院またはリハビリテーションを受けておられました。また、看護・介護にあたり困っている点については、「24時間の介護が必要であり大変である」、「子供が大きくなるにつれ、お風呂に入れる等の移動が大変である」といった意見や、将来に対する不安の意見もありました。

補償範囲について保護者、分娩機関双方にお聞きしたところ、いずれも「広げたほうがよい」、「どちらかという広げたほうがよい」が約6割でした。保護者からは「介護・看護の大変さは同じなのでより多くの児を対象にして欲しい」といった意見が多くみられ、分娩機関からはそのような理由に加えて、医学的観点で拡大を望む意見がありました。

補償水準については、保護者は「どちらともいえない」が55%で、その理由の多くは「子供が幼く、今後どの程度かかるかわからないので」でした。次に「少ない」、「どちらかという少ない」が38%で、

「就労できなくなったため」、「将来に向け不安がある」との意見が多くありました。分娩機関は「少ない」、「どちらかというとき少ない」が52%で、その理由は「裁判を考慮すると少ない」「児の介護、看護を考慮すると少ない」でした。

また、「本制度があってよかったと思いますか」については、保護者の91%、分娩機関の83%が「よかったと思う」とのご回答でした。その理由は、保護者、分娩機関いずれも「補償金を受け取り、看護・介護に関する経済的負担が軽減したので」が最も多く、次いで「原因分析が行われるので」でした。それ以下は、保護者は「再発防止を行うことにより、脳性麻痺発症の減少につながると思うので」、「今後の産科医療の向上につながると思うので」であり、分娩機関は「補償金を速やかに受け取ることができたので」、「紛争の防止や早期解決につながると思うので」となりました。

今回のアンケートの調査結果は、今後の制度の見直しに向けた各検討課題の議論において活用する他、制度にかかる周知など今後の制度運営に活用することとしています。

集計結果につきましては、本制度のホームページをご参照ください。

(http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/pdf/obstetric%20_meeting_17.pdf)

2. 補償申請期限の周知について

本制度では、補償申請期限を児の満5歳の誕生日までとしており、本制度が開始した年である平成21年生まれの子については、平成26年より順次補償申請期限を迎えます。

例えば、平成21年1月1日生まれの子は、平成26年1月1日が補償申請期限となります。補償の対象と考えられる子が満5歳の誕生日を過ぎたために補償を受けることができない事態が生じることのないよう、「産科医療補償制度の申請期限は満5歳の誕生日までです」と題して、ポスター（図1）およびチラシにより、分娩機関、脳性麻痺児と関わる機会が多い医療関係者、障害児入所施設等の福祉関係者、障害者申請窓口等の行政機関関係者および脳性麻痺児の家族へ積極的に周知を進めています。また、厚生労働省からは、都道府県、保健所設置市、特別区、関係団体等宛に、補償申請期限についての通知が平成25年2月12日に発出されました。

本制度の補償対象は、平成21年1月1日以降出生した子で、次の基準をすべて満たす場合です。

- ①在胎週数33週以上で出生体重2,000g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件
- ②身体障害者手帳1・2級相当の脳性麻痺
- ③先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺

なお、所定の要件とは、臍帯動脈血中の代謝性アシドーシス（酸性血症）、または胎児心拍数基線細変動の消失等の低酸素状況を示す所見があることです。また、生後6ヶ月未満で亡くなられた場合は、補償の対象となりません。

補償対象の基準に関しての注意点は、以下のとおりです。

- 補償の対象は上記の基準を満たす場合であり、したがって①の「在胎週数33週以上で出生体重2,000g以上」に該当し、②、③を満たす場合は、分娩中の異常や仮死等の有無を問いません。
- 補償対象の認定は、本制度専用の診断書および診断基準によって行います。身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

- 先天性や新生児期の要因に該当する疾患等が重度の運動障害の主な原因であることが明らかでない場合は、補償の対象となります。

補償の対象と考えられる児がおられましたら、出産した分娩機関または産科医療補償制度専用コールセンター（03-5800-2231）へ相談されることを保護者へおすすめくださいますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

産科医療補償制度の申請期限は 満5歳の誕生日までです



産科医療補償制度は 重度脳性まひのお子様とご家族を支援する制度です

補償対象

- 平成21年1月1日以降に出生したお子様で、次の基準をすべて満たす場合、補償の対象となります。

在胎週数33週以上で出生体重2,000g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件

身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ

先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

※生後6ヶ月未満で亡くなられた場合は、補償の対象となりません。

- 補償の対象と認定されると、補償金が支払われるとともに、脳性まひ発症の原因分析が行われます。
- 詳細については、出産した分娩機関または下記お問い合わせ先までご相談ください。

お問い合わせ先

産科医療補償制度専用コールセンター

☎ 03-5800-2231 受付時間：午前9時～午後5時（土日祝除く）

産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>



公益財団法人 日本医療機能評価機構



このマークは
産科医療補償制度の
シンボルマークです

（図1）ポスター

認定病院患者安全推進協議会の取り組み

IT化・情報機器部会の活動について

IT化・情報機器部会 部会長

楠岡 英雄

認定病院患者安全推進協議会（以下、「協議会」という）は病院機能評価の認定病院のみが加入できる協議会であり、患者安全の推進を目的として平成15年4月に設立されました。現在、認定病院の約6割が加盟しています。IT化・情報機器部会は協議会の部会の一つです。

電子カルテの導入等のIT化は患者安全に寄与する反面、導入により新しいタイプのアクシデント等が起こっています。本部会は、当初、IT化に関連する患者安全上の指針策定を検討しました。しかし、医療機関における業務フローが標準化されていないため標準的な指針を示すことは困難であると判断し、個別事例に関連した分析を進めてきました。最終的には、IT化や情報機器の導入に関する、ユーザー側とベンダー側に共通する課題の洗い出しと対策の検討を目指しています。現在、本部会のメンバーは9名ですが、さらに、病院情報システム等のベンダーの集まりである保健医療福祉システム工業会（JAHIS）からも5名のオブザーバーが加わっています。

オーダーリング導入により生じたインシデント事例の収集は、平成17年度より開始しています。会員病院より事例を報告いただき、内容、問題点、当該病院の取った運用上の解決法に委員のコメントを付加する形で整理し、協議会の機関誌である「患者安全推進ジャーナル」に発表しています。平成19年度からはIT化による改善事例を、平成20年度からはオーダーリング以外のIT化によるトラブル事例の収集も行い、これらも患者安全推進ジャーナルにて発表しています。

また、収集したトラブル事例を題材にワークショップ形式で実施する「IT化・情報機器セミナー」を年1回開催しています。医療職・事務職を含む様々な職種の方が毎回50名近く参加し、グループに分かれて課題事例に関しディスカッションを行い、最後にグループ毎に発表し、全体討論を行っています。毎回、活発な意見が交わされ、参加者から高く評価していただいています。このセミナーにはJAHISからも出席いただき、ベンダーの立場から随時コメントしてもらっています。セミナーの詳細もジャーナルに掲載しています。

本部会の成果は会員病院以外にも参考になると思われまので、医療情報学会、医療の質・安全学会等において積極的に情報発信しています。特に、医療情報学会では、セミナーにおけるワークショップ形式を踏襲し、事例紹介に引き続き会場の参加者とともに事例検討を行う形で双方向討論を取り入れたセッションを行っています。

昨年度からは医療安全から見たIT・情報化に関する評価指標の策定に取り組んでいます。これまでIT化に関するトラブル事例、改善事例を収集してきましたが、その数も相当多くなり、分析の結果、一定の傾向が認められるようになってきました。そこで、各病院の個別的な状況を評価する方法として「IT・情報化に関する評価指標（Quality Index; QI）」の導入を考え、平成24年度にはベータ版を作成し、部会メンバーの病院で試行しました。現在、その結果に基づき改善を進めており、近い将来にQIを実用化したいと考えています。

活動報告

クオリティ・インディケーター・フォーラム

1月19日

クオリティ・インディケーター・フォーラムを開催

厚生労働科学研究の一環として、クオリティ・インディケーター・フォーラムを開催しました。初めに、基調講演として聖路加国際病院の福井先生に以下の内容をお話いただきました。

- ・クオリティ・インディケーター（以下「QI」という）は、やるべき診療・看護がきちんと行われているかを把握し、提供する診療の質を改善するためのツールである
- ・他の病院や医師との間で数値を比較することがQIの目的ではない
- ・対象患者の特性が同一ではないので、数値の比較は医療の質の比較とはいえない
- ・一部の病院でQIの測定を行い、医療の質向上に有用であることが示された改善策を大多数の病院に普及させることが最終的な目的なのではないか

また、個別病院の具体的な改善の取り組みをご講演いただいたひたちなか総合病院・永井先生、羽島市民病院・山田先生、相澤病院・川上先生、練馬総合病院・小谷野先生を交えて、改善のリーダーシップや意識の共有などについて、会場からの質問をもとにディスカッションが行われました。

当機構では、今後も継続的に同様のフォーラムを開催し、診療の質向上に関する取り組みを支援していく予定です。引き続きご参加ください。



認定病院患者安全推進事業

1月11日・1月12日

院内自殺の予防と事後対応のための研修会を開催

認定病院患者安全推進協議会の中の部会のひとつ、「教育プログラム部会」では傘下に「院内自殺の予防と事後対応に関する検討会」を設置し、病院職員を対象とする研修プログラムの開発を行い、平成23年からこれに準拠した研修会を開催しています。

参加者募集に際しては、自殺予防と事後対応のための活動をそれぞれの病院に持ち帰ってしっかり実践してもらえるようにと、各病院から「医療安全管理者」と「メンタルヘルス領域を担当する専門職」の2名1組で応募していただいています。

第3回目となった今回は、定員満席の15病院・30名にご参加いただきました。研修は2日間で行われ、基本学習とワークショップ、ロールプレイを組み合わせたものとなっており、その充実した内容に大変好評をいただいています。

医療事故情報収集等事業

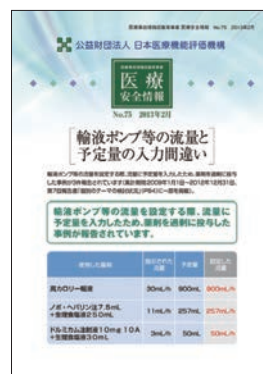
医療安全情報（1月15日・2月15日情報提供分）

No.74「手動式肺人工蘇生器の組み立て間違い」

No.75「輸液ポンプ等の流量と予定量の入力間違い」



No.74（1ページ目）



No.75（1ページ目）

詳しくはWEBで <http://www.med-safe.jp/>

Topics & Information

各イベントの申込み方法、詳細については当機構のホームページのイベント情報をご覧ください。開催日の概ね2ヶ月前よりお申し込みの受付を開始します。

<http://www.jcqhc.or.jp/> 日本医療機能評価機構▶ホーム▶イベント情報

3月

■無料ご相談会

「評価項目に対する取り組み方がわからない」「増改築や移転計画が受審時期と重なる」等具体的な質問・相談・改善の方向性についてサーベイヤが個別にお答えします。

[日 時] 3月28日(木) 13:00~16:40

[会 場] 当機構会議室

[参加費] 無料 (原則1病院1回限り)

[問合せ] 事業推進部 (03-5217-2326)

4月

■第3回 受審病院説明会

平成25年4月から運用される機能種別版評価項目3rdG:Ver.1.0の事務実施手順等について説明を行います。

[日 時] 4月24日(水) 13:30~17:00

[会 場] 日本医師会館(東京都文京区)

[対 象] 受審申込済みの病院

[参加費] 無料

[問合せ] 評価事業部 (03-5217-2321)

5月

■病院機能改善支援セミナー

平成25年4月から運用される機能種別版評価項目3rdG:Ver.1.0についての概要説明を行います。

[日 時] 5月16日(木) 13:00~17:00

[会 場] エルガーラホール(福岡市中央区)

[対 象] 病院機能評価の受審を検討中の病院

[参加費] 1名:5,000円

[問合せ] 事業推進部 (03-5217-2326)

■無料ご相談会

「評価項目に対する取り組み方がわからない」「増改築や移転計画が受審時期と重なる」等具体的な質問・相談・改善の方向性についてサーベイヤが個別にお答えします。

[日 時] 5月23日(木) 13:00~16:40

[会 場] 当機構会議室

[参加費] 無料 (原則1病院1回限り)

[問合せ] 事業推進部 (03-5217-2326)

■患者安全推進ジャーナルのご案内

当機構の認定病院患者安全推進協議会が発刊している機関誌です。No.30が近日に発行されます。

●会員病院(1,050円)

認定病院患者安全推進協議会のホームページより会員サイトへログインのうえ、お申し込みください。

会員病院価格となります。

●会員外病院(3,150円)

当機構ホームページ>出版・ダウンロードからお申し込みください。



編集後記

だんだんと暖かくなり、春の訪れが近づく季節となりました。いよいよ4月からは、機能種別版評価項目3rdG:Ver.1.0の運用が開始します。当機構では万全の体制を取って準備を進めております。

日本医療機能評価機構

NEWS LETTER

2013年3月1日発行
(奇数月1日発行)

発行責任者：井原 哲夫

発行元：公益財団法人日本医療機能評価機構

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目4番17号 東洋ビル

TEL：(代) 03-5217-2320 / (編集：事業推進部) 03-5217-2326

<http://www.jcqhc.or.jp/> / e-mail: order_news@jqhc.or.jp

本誌掲載記事の無断転載を禁じます